

④ 臨時財政対策債（赤字地方債）の制度見直し

地方交付税の代替財源という性格どおりに、財源不足団体のみに
対し、財源不足の範囲内で配分すること。

※財政難のため白黒両面コピーとさせていただきます。

カラー版（PDF版）を岩手県ホームページに掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

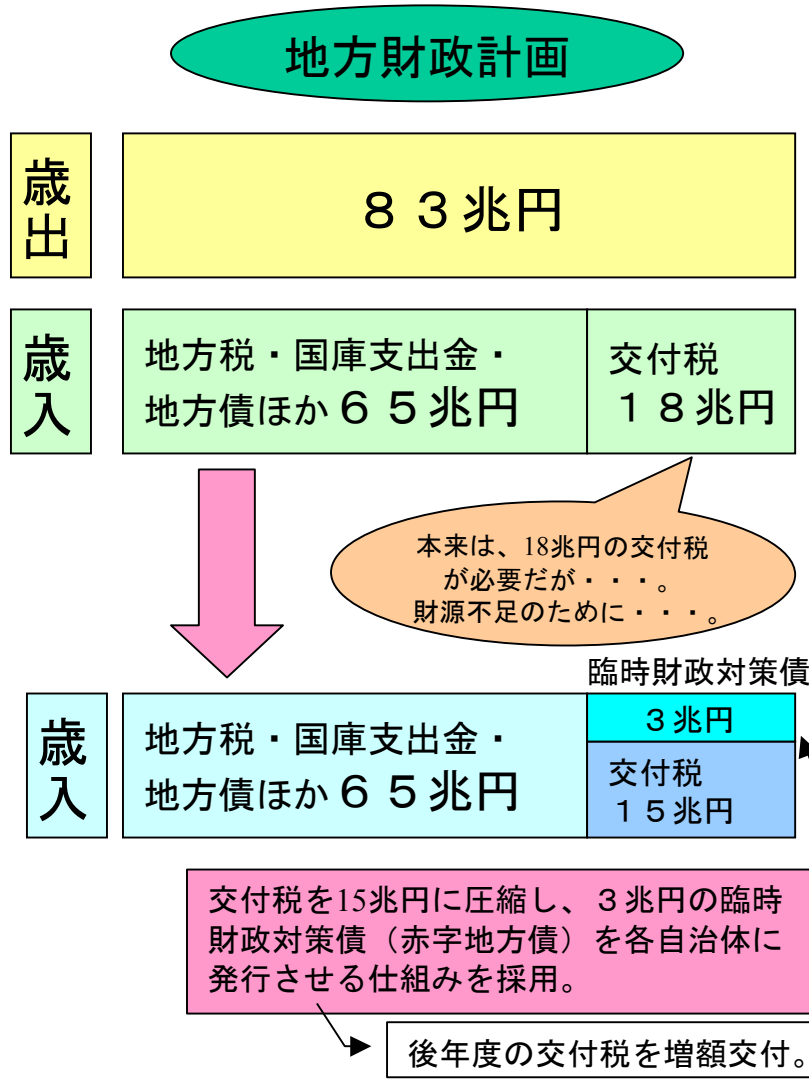
（ダウンロード、印刷配付などご自由にご利用ください。）

<http://www.pref.iwate.jp/syoku/>

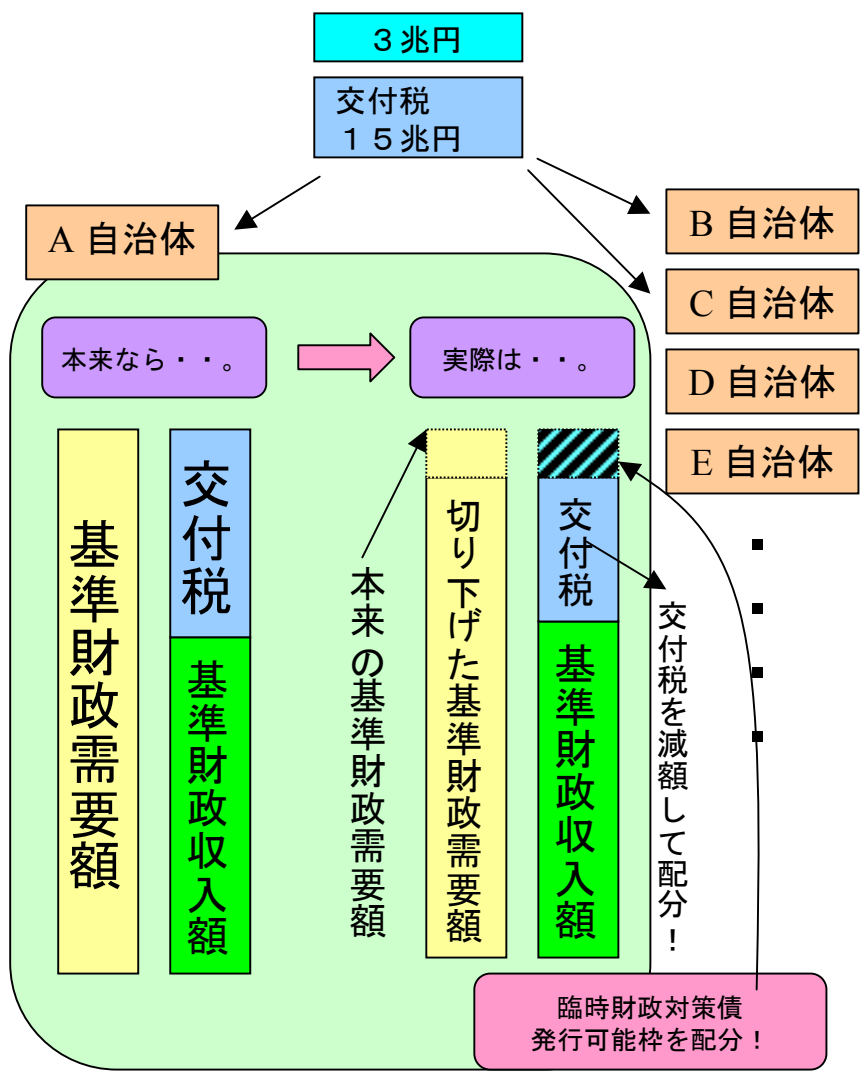
④ 臨時財政対策債制度（赤字地方債）の見直し

現行制度(1)

<全国総額>

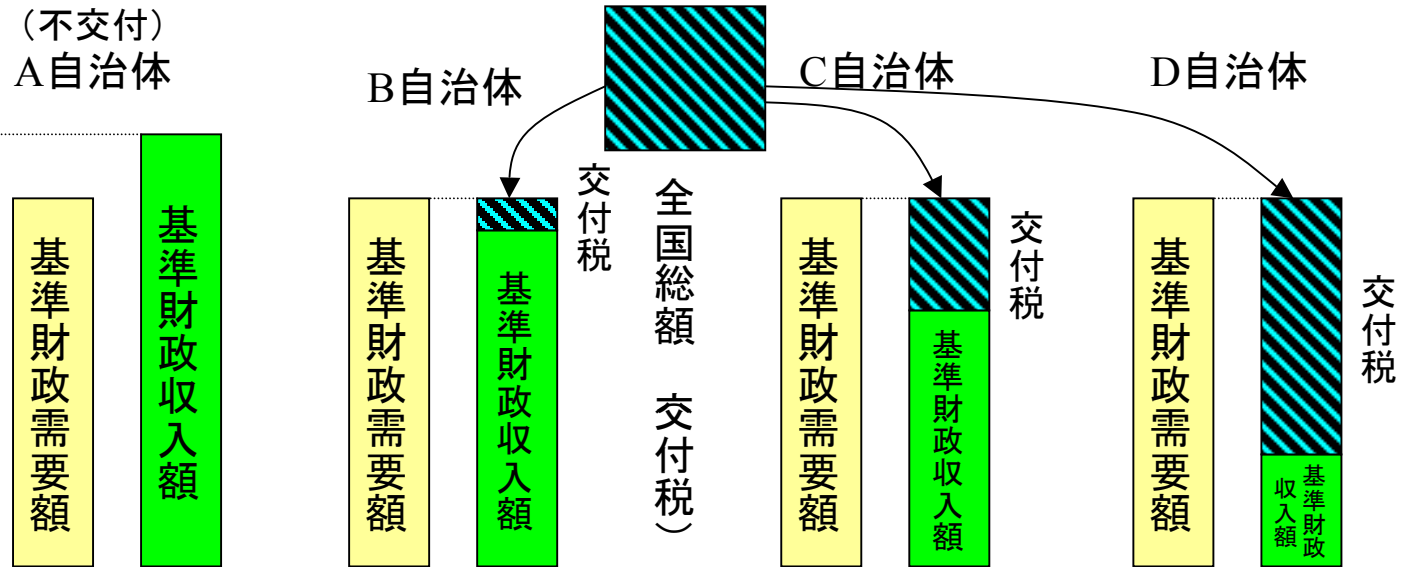


<各自治体への配分>

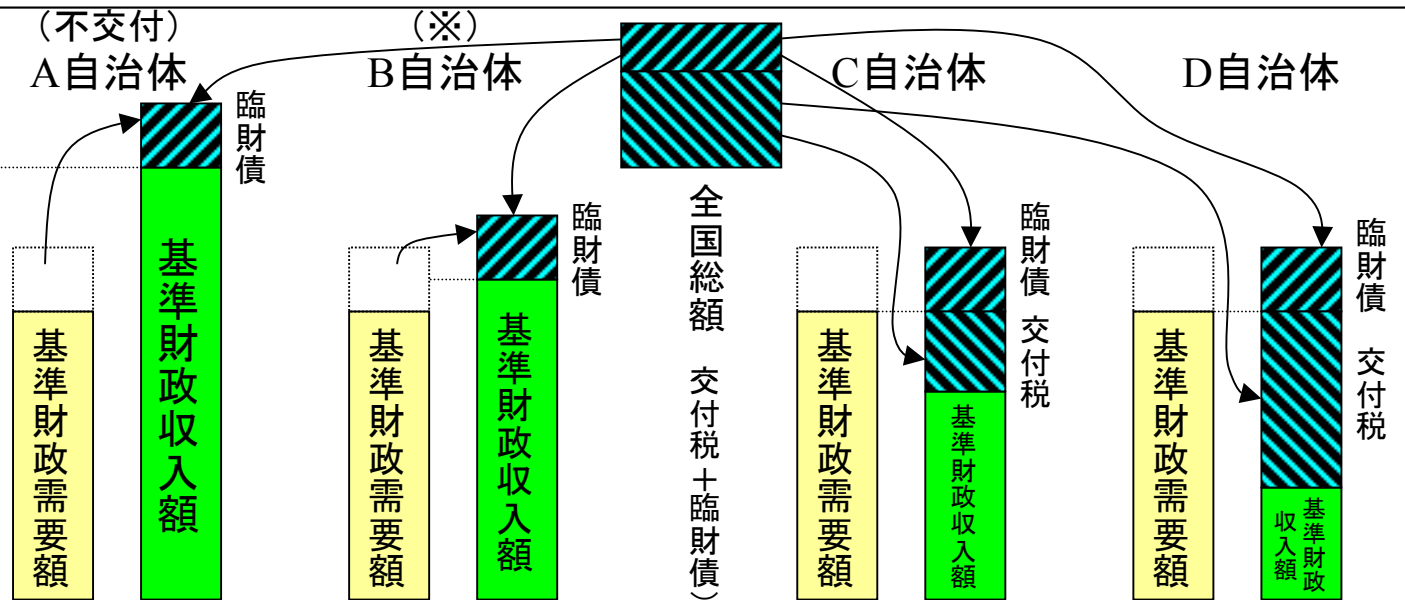


現行制度(2)

交付税で全体を配分していた場合



一部を臨時財政対策債に振替えて配分した場合
||
現 状



A自治体やB自治体にも臨時財政対策債発行枠が配分されるため、上段(本来の姿)よりもC、D自治体の財源が失われ、A、B自治体に財源が片寄せされた姿となっている。

(※)B自治体は臨時財政対策債の導入に伴う基準財政需要額の切下げにより、交付税については不交付団体になってしまうが、当該切下げ額に相当する臨時財政対策債の発行が可能となるため、上段のケースよりも多い財源が措置される。

(注) 単純化のため、4つの自治体に全国総額が配分されるイメージを描いています。

現行の臨時財政対策債制度の問題点

(A) 本来の姿（所要額を交付税で交付する場合）に比べて、財政力の強い団体（不交付団体）に財源が手厚く片寄せされた状態になっている。

交付税の場合なら・・・不交付団体には配分なし
⇒全国総額（H19：18兆円）を交付団体へ配分。

臨財債(現行)の場合・・・不交付団体にも臨財債発行可能枠が配分される。
⇒全国総額（H19：18兆円）のうち、
交付税（15兆円）は、交付団体へ配分されるが、
臨財債（3兆円）は不交付団体へも配分されてしまっている。

(B) しかも、不交付団体に配分された臨財債発行枠は使われないうままになってしまっている例も。（「死に財源」の発生）

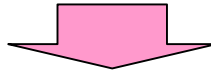
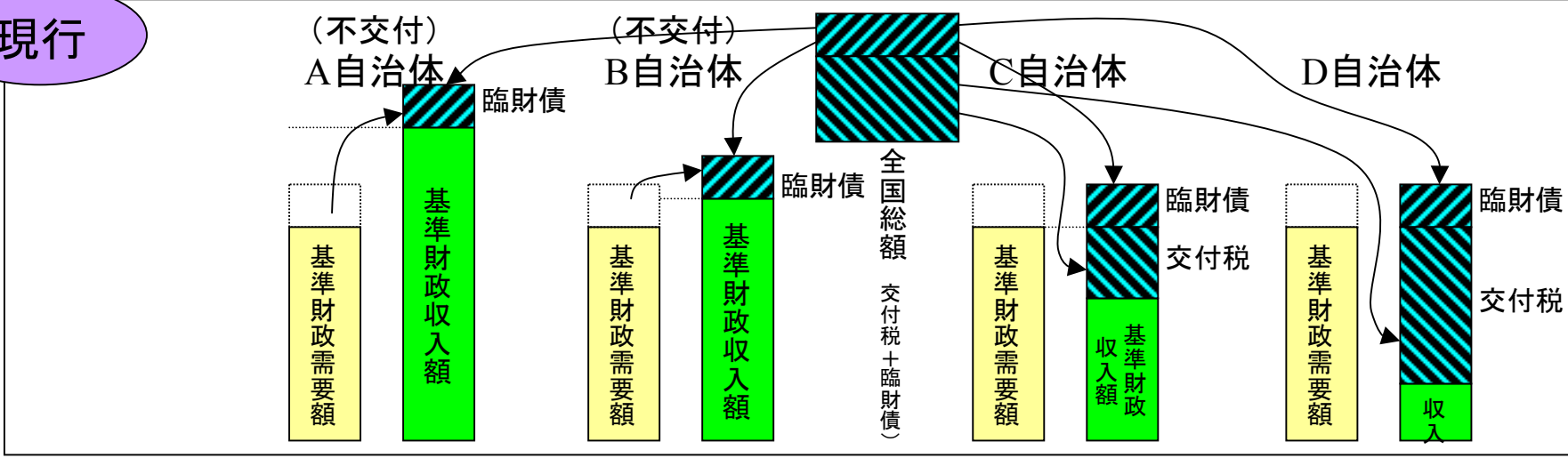
（例：東京都①臨財債枠868億円。・・・H13～H18まで東京都は発行実績なし。）
・・・地財計画で措置された財源が、必要としている地方に配分されず、活用しない東京を含めた不交付団体に配分されてしまっている。

改正の視点

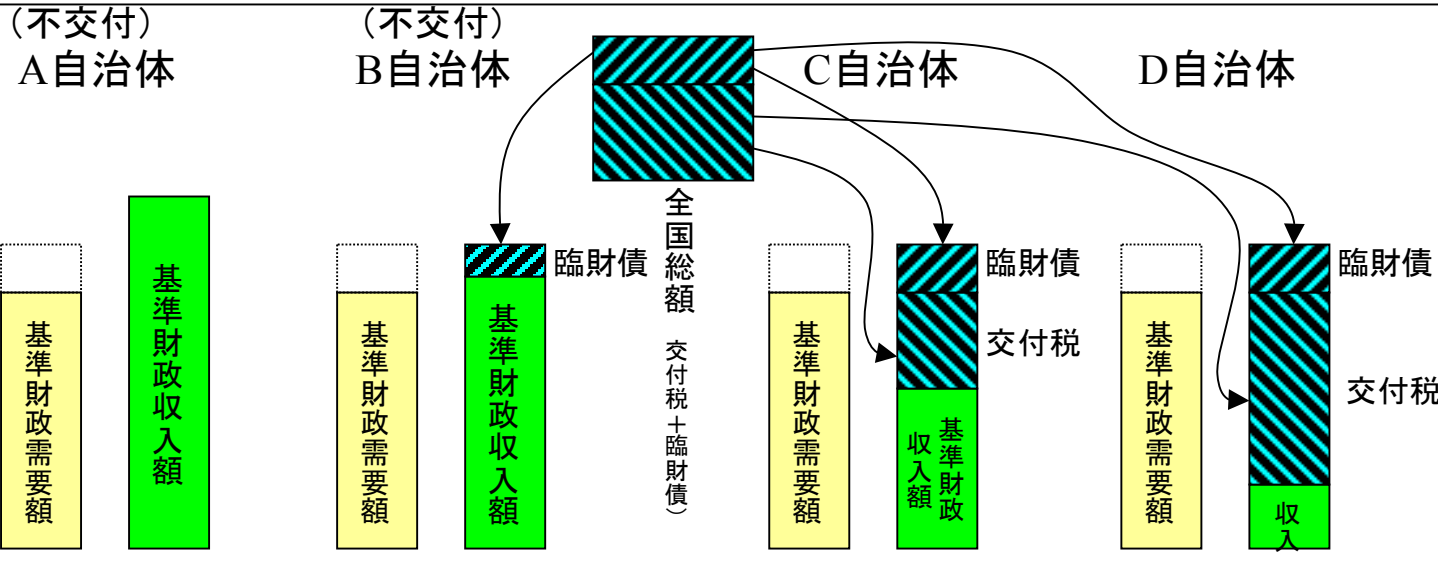
- 臨財債は交付税の原資不足に対応するための仕組みであり、「交付税の身替り」である。
- その原則に立ち帰り、「交付税であったならば実現していた交付税配分額」に見合った額が配分される仕組みに改める。
 - ※ 臨財債が導入された平成13年当時は地方税収も大きく低迷しており、不交付団体も含めた財源手当を行うことに一定の必要性があったと考えられるが、近年の地方税収の伸び等を踏まえ、原則に戻すべき。
- 交付税への依存度が高い地域（地方部）が財政的に窮乏していることから、地財計画で措置された臨財債は、交付団体に配分するものとする。
- 当面、上記のような「臨財債配分」の改正を優先するが、本質的には臨財債振替を廃し、本来のルール通り、交付税で所要額全体を手当てするようにすべき。（そのため、国税5税の法定率分は特会借入返済に充てるよりも当該年度の交付税の交付財源に充てることを優先する等の方針を採るべき。）

改正内容

現行



改正案



※
A自治体に臨財債の配分がなくなり、B自治体も、本来の交付税相当額のみでの配分とする。その分、全国総額がC・D自治体に回ることになり、交付税で全体を措置したケースと同じ財源配分になる。

※上図ではわかりにくいですが、下段のような臨時財政対策債の配分とする場合には、各自治体の臨時財政対策債のための切り下げ前ベースでの基準財政需要額の水準を上段のケースよりも少しずつ引き上げることとなる。